

公安委員会 説明資料No. 1	次期通常国会提出予定法律案 件名・要旨について	平成26年12月25日 総務課
<p>1 次期通常国会提出予定法律案件名要旨 <u>総計 2件</u></p> <p>○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案【保安課】</p> <p>最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大する等の措置を講ずる。</p> <p>※ 閣議決定希望時期は2月下旬</p> <p>○ 道路交通法の一部を改正する法律案【交通企画課】</p> <p>最近の交通情勢に鑑み、75歳以上の運転者に対する臨時認知機能検査制度を導入するほか、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設する等の措置を講ずる。</p> <p>※ 閣議決定希望時期は3月上旬</p> <p>2 今後の予定</p> <p>内閣総務官室に提出後、「内閣提出予定法律案等件名・要旨調」として内閣官房より公表予定。</p>		

公安委員会 説明資料No. 2	死 体 取 扱 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 案 に つ い て	平成26年12月25日 刑 事 企 画 課 捜 査 第 一 課 犯 罪 鑑 識 官 生 活 安 全 企 画 課
---------------------------	---	---

1 背景

死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）において、身元不明死体の身元確認のためにDNA型情報を活用する仕組みを構築していくこととされたことを受けて定めようとするもの。

2 規則案の概要

(1) 死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第4条及び第4条の2

身元が明らかでない死体（犯罪捜査の的行われる死体を除く。）に係るDNA型記録（死体DNA型記録）をデータベース化し、特異行方不明者等DNA型記録と対照することにより、当該死体の身元の特定に資することとする。

(2) DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）第5条、第6条及び第7条

身元が明らかでない変死者等に係るDNA型記録（変死者等DNA型記録）をデータベース化し、特異行方不明者等DNA型記録と対照することにより、当該変死者等の身元の特定に資することとする。

(3) 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第24条の2及び第24条の3

特異行方不明者等に係るDNA型記録（特異行方不明者等DNA型記録）をデータベース化し、変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録と対照することにより、特異行方不明者の発見に資することとする。

(4) その他（DNA型記録取扱規則第2条第2号）

鑑定機材の高度化によりDNA型鑑定の座位が追加されること等に伴い所要の規定を整備することとする。

3 意見公募手続の実施結果

平成26年11月14日（金）から平成26年12月13日（土）までの間、意見公募手続を実施したところ、4件の意見が寄せられた。

警察庁としては、原案どおりとすることが適当であると考えている。

4 今後の予定

平成27年4月1日（水）に施行。

1 制定の経緯

近年、スマートフォン等の普及、不正プログラムの巧妙化等により、情報技術の解析の業務が増大しているとともに、極めて高い技術力が必要となっているところ、情報通信技術の急速な進展に対応した高度かつ効率的な解析に、組織の総合力を発揮して取り組むため「情報技術の解析に関する規則」を定めるもの。

2 規則の概要

(1) 情報技術の解析の基本（第2条）

- 公判審理において証明力を保持し得るような処置
- 最新の技術的知見を踏まえた工夫改善

(2) 都道府県警察と情報技術解析部門との連絡協調（第3条）

- 効果的な解析や資機材・体制整備のための平素からの情報交換

(3) 都道府県警察から情報技術解析部門への要請手続（第4条）

(4) 情報技術の解析に関する記録の作成と整理保管（第5条）

- 高度かつ効率的な解析のための技術情報の集積

(5) 情報技術の解析に関する事項の照会（第6条）

- 都道府県警察からの情報技術の解析に係る記録の照会

(6) 情報技術の解析に資する情報の収集と活用（第7条）

- 研究機関・有識者等からの情報技術の解析に係る情報の集約
- 集約した情報が犯罪の取締り等へ活用されるよう必要な措置

3 今後の予定

平成27年4月1日施行予定

1 平成26年（1月～11月）の110番通報の概要

○ 110番通報の受理件数等

- ・ 11月末現在で、警察の対応を要する110番通報を852万4,175件受理、前年同期と比べ、若干減少（-7万1,463件(-0.8%)）。
- ・ 携帯電話（携帯電話、スマートフォン等）からの受理件数は年々増加。件数、比率とも過去最高を記録（582万7,224件、全体の68.4%）。

○ 事案別通報状況

事件・事故等の緊急の対応を要する通報は645万4,286件で全体の75.7%。件数では交通事故・違反等の「交通関係」が約263万件で最も多く、以下、犯罪に関する参考情報や不審者情報等の「各種情報」が約104万件、各種事案の「続報」が約99万件の順。

前年同期比で最も増加しているのは、風営法や迷惑防止条例等の特別法犯を含む「その他法令違反」(+11.7%)、次いで泥酔者や迷子など人の緊急の保護等を要請する「保護・救護」(+5.2%)、最も減少しているのは、凶悪犯や窃盗犯等の「刑法犯関係」(-6.1%)。

一方、緊急の対応を要しない通報は206万9,889件で全体の24.3%に上る。

○ リスponseタイムの状況

全国平均・・・7分0秒

- ※ 「リスponseタイム」とは、110番通報を受理した通信指令室が、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間をいう。

2 平成27年「110番の日」の実施

1月10日を「110番の日」として、各都道府県警察で広報活動を実施。

○ 広報内容

「110番通報の適切な利用」

- ・ 事件・事故等の緊急の対応を必要とする場合における110番の利用。
- ・ 上記以外の場合における警察相談専用電話（「#9110」番）等の各種相談電話の利用。

1 検挙状況（12月24日（期日後10日）現在）

区分	47回（今回）			46回（前回）			前回比			
	事件数	人員	逮捕	事件数	人員	逮捕	事件数	人員	逮捕	
期日まで	自由妨害	7	7	7	14	14	14	-7	-7	-7
	詐偽投票	0	0	0	1	1	1	-1	-1	-1
	その他	0	0	0	2	2	2	-2	-2	-2
	合計	7	7	7	17	17	17	-10	-10	-10
期日後	買収	1	3	3	6	8	8	-5	-5	-5
	自由妨害	1	1	1	2	2	1	-1	-1	+0
	詐偽投票	0	0	0	2	3	2	-2	-3	-2
	投票干渉	1	1	1	1	2	2	+0	-1	-1
	投票偽造	0	0	0	0	0	0	+0	+0	+0
	その他	0	0	0	0	0	0	+0	+0	+0
	合計	3	5	5	11	15	13	-8	-10	-8
合計	買収	1	3	3	6	8	8	-5	-5	-5
	自由妨害	8	8	8	16	16	15	-8	-8	-7
	詐偽投票	0	0	0	3	4	3	-3	-4	-3
	投票干渉	1	1	1	1	2	2	+0	-1	-1
	投票偽造	0	0	0	0	0	0	+0	+0	+0
	その他	0	0	0	2	2	2	-2	-2	-2
	合計	10	12	12	28	32	30	-18	-20	-18

（注）46回の検挙状況は、平成24年12月26日（期日後10日）現在のものである。

2 主な検挙事例

- 運動員による違法な文書掲示にかかる現金買収事件（群馬）
- 障害者支援施設における投票干渉事件（石川）

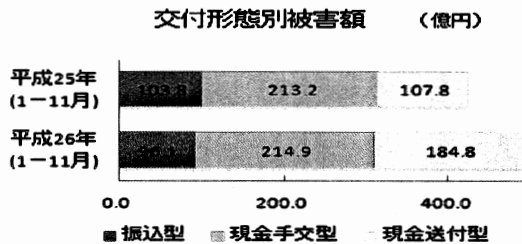
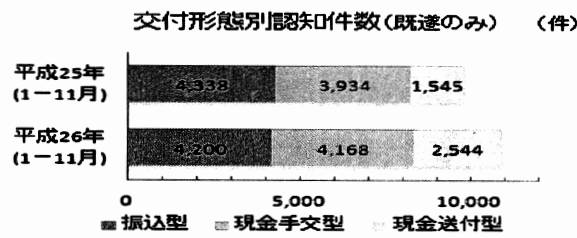
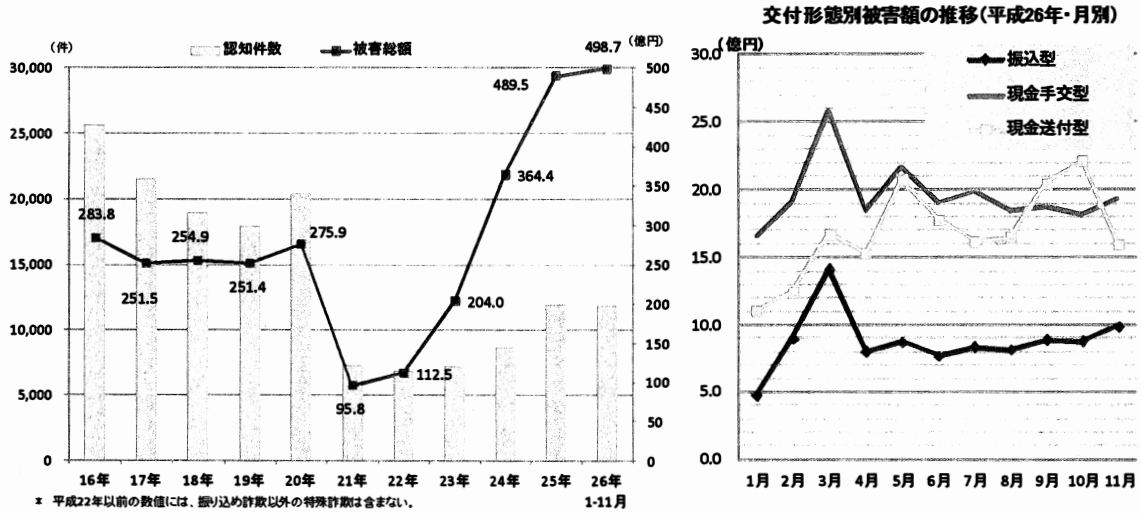
3 警告件数（12月23日（期日後9日）現在）

（単位：件）

態様別	文書頒布	文書掲示	言論	その他	合計
47回（今回）	272	1,319	15	85	1,691
46回（前回）	316	2,477	25	101	2,919
前回比	-44	-1,158	-10	-16	-1,228

（注）46回の警告件数は、平成24年12月25日（期日後9日）現在のものである。

1 特殊詐欺の認知状況（平成26年1～11月）



○ 特徴

- ・ 特殊詐欺全体の認知件数は11,901件（前年同期比+1,122件）、被害総額は498.7億円（+70.9億円）と特殊詐欺としての統計を取り始めた平成22年以来過去最悪を更新
- ・ 現金送付型の特殊詐欺（既遂）が増加
2,544件（+999件）、184.8億円（+77.0億円）

2 取組状況

○ 犯行グループ中枢等の検挙

- ・ 犯行拠点41カ所（+17カ所）を摘発し、166人（+37人）を検挙
- ・ 「だまされた振り作戦」等により特殊詐欺全体で1,833人（+179人）を検挙

○ 金融機関等による水際阻止

金融機関の声掛け等により、9,612件（+3,819件）、約267億円（+96億円）を阻止、阻止率46.6%（+9.9ポイント）

○ 急増する送付型事案への対処

- ・ 郵便・宅配事業者に情報を提供し、被害金の配達阻止を依頼（798件、約17億円を阻止）
- ・ 被害金送付先23か所を摘発し、28人を検挙

○ 最近の取組

最近の情勢を踏まえ、金融機関との連携の強化、送付型事案の捜査の強化と送付元事業者の協力確保等を推進